

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童育成手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、児童育成手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童育成手当の支給に関する事務
②事務の概要	墨田区児童育成手当条例等に基づき、児童育成手当支給事務を行っている。 児童育成手当受給者ファイルは、次の事務に使用している。 ①手当の支給資格確認(所得要件・在住要件等) ②認定時の支給額決定及び通知 ③毎年の現況届の審査及び認定、通知 ④転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認
③システムの名称	1 児童育成手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童育成手当受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項別表第1の区長の部20の項及び別表第2の区長の部24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	児童育成手当作業事務において、従業者に対する教育・啓発は十分である。特定個人情報を扱うため、児童育成手当作業事務に携わる者は情報漏えいや滅失、目的外に情報を得るなど様々な点に気を付ける必要があるため、係内研修を実施し教育・啓発を実施するとともに、特定個人の照会を行う際には細心の注意を払い、必ず係全員でダブルチェックを行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月5日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年6月5日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対策		項目追加	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであ
令和1年12月13日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第2項 墨田区行政手続における特定の個人を識別す	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8項 墨田区行政手続における特定の個人を識別する	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ 関連情報 8 特定個人情報ファイルの	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月10日	Ⅰ 関連情報 9 特定個人情報ファイルの	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ 関連情報 4 情報連携ネットワークシ	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号	【情報照会】 ・番号法 第19条第9号	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ 関連情報 9 特定個人情報ファイルの	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和6年8月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年8月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		児童育成手当作業事務において、従業者に対する教育・啓発は十分である。特定個人情報を	事後	
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 人手を介在させる作業		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 人手を介在させる作業		児童育成手当作業事務において、従業者に対する教育・啓発は十分である。特定個人情報を	事後	
令和7年6月27日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項別表第1の区長の部20の項及び別表第2の区長の部24の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項、3項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項別表第1の区長の部20の項及び別表第2の区長の部24の項	事後	